

別表 1

地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用単位表

ユニット型介護福祉施設サービス費	
要介護 1	682単位
要介護 2	753単位
要介護 3	828単位
要介護 4	901単位
要介護 5	971単位

加算	
個別機能訓練加算	12単位/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日
栄養マネジメント強化加算	11単位/日
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月
協力医療機関連携加算	50単位/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当月総単位数の14.0%

特別な加算	
療養食加算	6単位/食
外泊時費用(入院または外泊時、6日のみ)	246単位/日
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月
退所時情報提供加算(入院時のみ)	250単位/回
初期加算(初回30日及び30日以上の入院後の利用時30日)	30単位/日
安全対策体制加算(初回のみ)	20単位

介護保険対象外になる費用について

理美容代(カット)	1,500円	*外部業者による
電気製品個別使用料	例: TV 500円/月	
金銭管理代行料	月500円	

(令和7年8月1日現在)

別表2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		215,684	223,164	231,067	238,757	246,133
介護自己負担(3割負担)	83,384	90,864	98,767	106,457	113,833	
食費 (1,850円)			55,500			
居住費 (2,560円)				76,800		

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		187,889	192,876	198,145	203,271	208,189
介護自己負担(2割負担)	55,589	60,576	65,845	70,971	75,889	
食費 (1,850円)			55,500			
居住費 (2,560円)				76,800		

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		160,094	162,588	165,222	167,785	170,244
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (1,850円)			55,500			
居住費 (2,560円)				76,800		

* 経管栄養(胃ろう)の場合の食費は1日あたり1,445円となります。(全ての負担割合の方)

別表2-2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第3段階 ②	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		109,694	112,188	114,822	117,385	119,844
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (1,360円)			40,800			
居住費 (1,370円)			41,100			

第3段階 ①	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		88,394	90,888	93,522	96,085	98,544
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (650円)			19,500			
居住費 (1,370円)			41,100			

第2段階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		65,894	68,388	71,022	73,585	76,044
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (390円)			11,700			
居住費 (880円)			26,400			

第1段階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		63,194	65,688	68,322	70,885	73,344
介護自己負担(1割負担)	27,794	30,288	32,922	35,485	37,944	
食費 (300円)			9,000			
居住費 (880円)			26,400			

別表3

介護保険負担限度額

負 担 段 階	負担限度額（日額）	
	居住費	食費
第1段階	ユニット型個室	880円
第2段階		300円
第3段階①		390円
第3段階②		650円
		1,370円
		1,360円

(令和6年8月1日現在)

◆改正後の補足給付の受給要件◆

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	かつ、預貯金等が単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が80万円以下	かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1550万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額+合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1500万円）以下
第4段階 (給付対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる者 ・本人が市町村民税課税者 	――

(厚生労働省の資料をもとに作成)